

平成 28 年 3 月 日

建設六団体会員各位

(一社)日本建設業連合会 (一社)全国建設業協会
(一社)日本道路建設業協会 (一社)日本建設業経営協会
(一社)全国中小建設業協会 (一社)住宅生産団体連合会

「建設六団体発行 建設系廃棄物マニフェスト」利用継続のお願い

会員企業の皆様には、建設六団体副産物対策協議会(以下、建設六団体)が発行、建設マニフェスト販売センター(以下、販売センター)が販売している「建設系廃棄物マニフェスト(以下、建設マニフェスト)」をご購入いただき、誠にありがとうございます。

ところで、現在、建設六団体が発行している建設マニフェストと類似するマニフェストを格安価格にて販売する案内が建設会社各社に届いています。その販売数は、建設系で推定年間約 950 万部、販売センターの売上部数の約 45%に当たり、電子を含むマニフェスト全体の約 20%に当たります。この事は、下記の理由から重大な問題と考えております。

そこで、各団体の皆さまには、会員企業に対して、紙マニフェストを交付する場合は「建設六団体発行の建設マニフェスト」を引き続きご利用いただきますよう、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 建設六団体が建設マニフェストを販売するに至った経緯

平成 10 年、排出事業者が処理を委託するすべての産業廃棄物にマニフェストの交付が義務付けられました。建設マニフェストは、産業廃棄物の排出事業者としての責任を明確にし、不法投棄等の不適正処理を防止することを目的とし、建設六団体(当時九団体)が建設系廃棄物の処理実態を反映させた法令に準拠する様式として環境省に届け出を行い発行したものです。同時に、建設マニフェストの販売・管理を行うため、販売センターを設立しました。また、法改正の都度同様の手続きを環境省に行っています。

2. 優れた品質を確保

マニフェストは廃棄物処理法により、排出事業者、収集運搬業者、処分業者に 5 年間の保存義務が課せられています。建設六団体発行の建設マニフェストは耐久性に優れた上質紙を使用し、複写部分は良質のバックカーボン(カーボン紙を裏面に貼り付け)紙を利用して、5 年間の保存を考慮した品質を提供しています。

(公印省略)

3. 交付番号管理により適正利用を推進

建設マニフェストには、1枚ごとに異なった「交付番号」が付与されています。国からの要請もあり、販売センターでは、この「交付番号」について、マニフェストが不正に利用されないよう、お客様の適正利用を担保する目的で、ご購入先情報を5年間保管・管理しています。これらの情報は警察等から公式に要請があった場合に限り情報を提供しています。現に毎年数件の番号照会が寄せられています。

4. 政府の施策に協力し、建設業界としての社会貢献を実施

建設六団体は、環境省からの要請を受け、建設業界の社会貢献として建設マニフェストの売上の中から「不法投棄等による支障除去に係る基金（以下、基金）」に毎年拠出しています。この基金は、廃棄物処理法に基づき、都道府県等がやむを得ず不法投棄された廃棄物の原状回復を行う場合の費用支援を行うため、平成10年に設立されました。

5. 建設廃棄物の適正処理に係る講習を実施

平成20年より、建設六団体は販売センターと共催で、建設廃棄物の適正処理を推進するため無料の講習会を全国で実施しています。現在までに、講習会を累計229回開催し、延べ約24,000人の方が受講しています。

【建設六団体発行マニフェストの見分け方】

建設六団体発行の「建設系廃棄物マニフェスト」は、マニフェスト下部に『発行元：建設六団体副産物対策協議会 取扱元：建設マニフェスト販売センター』と記されています。

以上

建設六団体副産物対策協議会
建設マニフェスト販売センター

本件に関する問合せ先： 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 (東京建設会館8階)
(建設六団体副産物対策協議会事務局) 一般社団法人日本建設業連合会
環境部 参事 天川 紀子
TEL 03-3551-1119 FAX 03-3551-0494

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 (東京建設会館5階)
建設マニフェスト販売センター 総務部長 戸田 伊作
TEL 03-3523-1630 FAX 03-3523-1639
e-mail : master@mani.gr.jp